

≪今すぐ≫

資産形成をはじめませんか

年金共済

拠出型企業年金保険

「年金共済」は
組合員だけが入れる
貯蓄型の保険だよ

掛金は途中で増やせるよ

生命保険料控除の対象で
所得税・住民税を軽減[※]
できるのはうれしいね

※年収・保険料・既にご加入の保険契約等により、税軽減効果は異なります。

**掛金の
シミュレーション**

もできるのね

こちらから▶



教育資金を
貯めるのにも
使えるね

月払・半年払・
一時払

年2回募集

【秋期】2024年 11月15日必着

【初回口座振替】2025年 1月22日

【春期】2025年 5月15日必着

【初回口座振替】2025年 7月22日

月払のみ

毎月募集（自治労連のみ）

毎月15日必着

【初回口座振替】翌々月 22日



全国労働組合共済連合会



年金共済で自分の資産形成をはじめませんか

「年金共済」は、組合員の財産形成を目的に
全国労働組合共済連合会のスケールメリットを生かして開発した
年金(積立)制度です。

point
1

想像してみませんか。65歳からの生活

65歳男性の平均余命は約19.4年、
女性は約24.3年です。
生活費はいくらかかるのでしょうか。
安心してすごすために今から準備しておきませんか。

(資料:厚生労働省「令和4年簡易生命表」)



(資料:令和5年総務省統計局 家計調査報告)

世帯主が
65歳以上の
無職世帯1ヶ月の
平均的な生活費

point
2

将来のために、目標額を決めて準備しましょう!

早いうちから加入すると、少ない掛金で無理なく積立ができ
掛金払込中は、ずっと生命保険料控除が適用されます。



65歳までに500万円を貯めたい

〈加入例〉

加入年齢	加入期間	必要な掛金額
25歳	(40年間)	月払 9,000円
30歳	(35年間)	月払 11,000円
35歳	(30年間)	月払 13,000円
40歳	(25年間)	月払 16,000円
45歳	(20年間)	月払 20,000円
50歳	(15年間)	月払 27,000円
55歳	(10年間)	月払 41,000円

年金共済なら

500万円

の積立金で

月額
約23,000円

確定年金を20年間
受け取れます。

加入する時は老後がどうなるかわからないので、受取時に年金か一時金かを選べるのが良いですね。

加入者の声



公的年金だけでは生活できないと、身にしみて感じます。一日も早く加入し、毎月コツコツと積み立てることをお勧めします。



65歳までに1,000万円を貯めたい

〈加入例〉

加入年齢	加入期間	必要な掛金額	必要な掛金額
25歳	(40年間)	月払 18,000円	月払 10,000円 + 半年払 5万円
30歳	(35年間)	月払 21,000円	月払 11,000円 + 半年払 6万円
35歳	(30年間)	月払 25,000円	月払 15,000円 + 半年払 6万円
40歳	(25年間)	月払 31,000円	月払 19,000円 + 半年払 7万円
45歳	(20年間)	月払 39,000円	月払 28,000円 + 半年払 7万円
50歳	(15年間)	月払 54,000円	月払 37,000円 + 半年払 10万円
55歳	(10年間)	月払 82,000円	月払 49,000円 + 半年払 20万円

年金共済なら

1,000万円

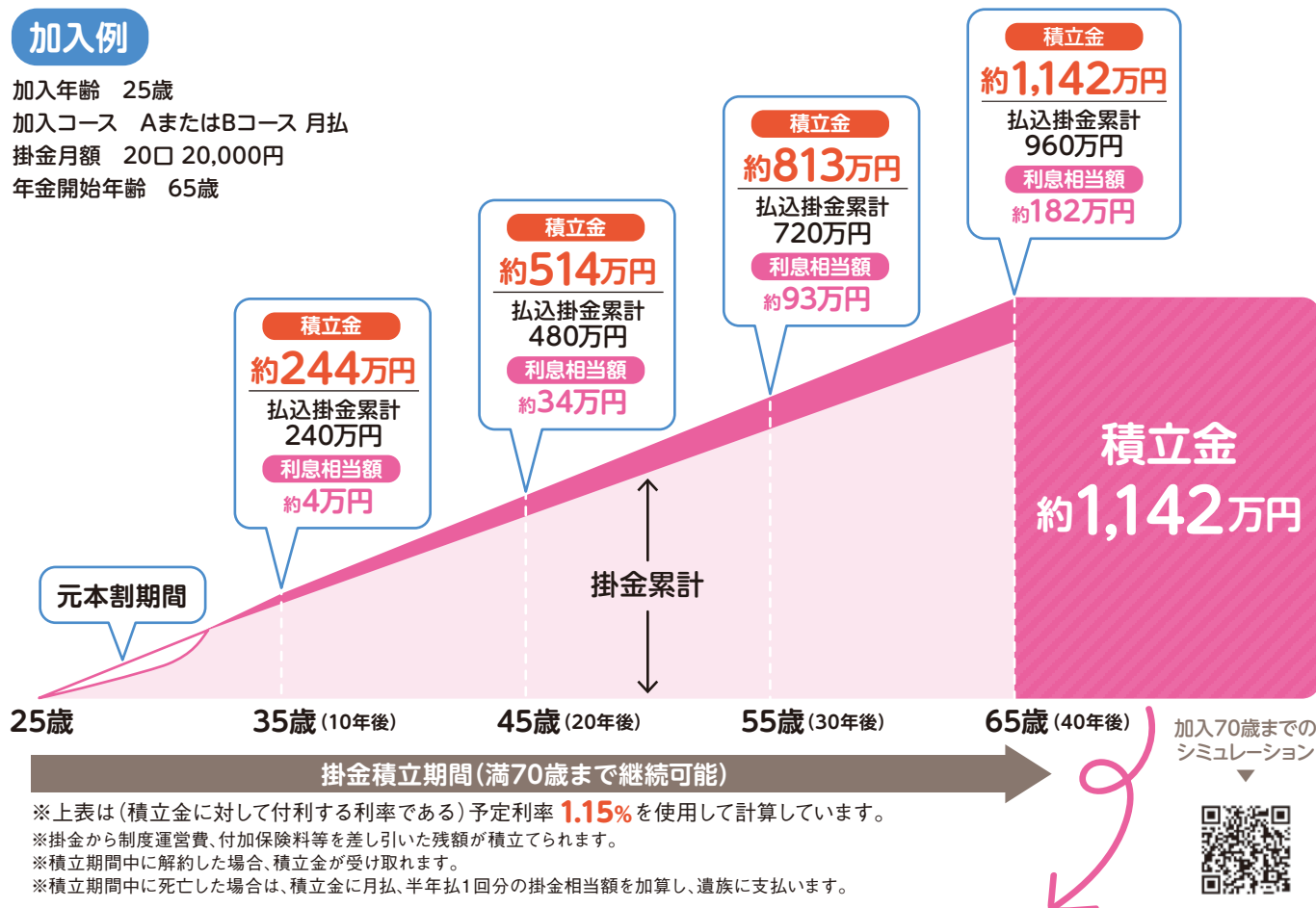
の積立金で

月額
約46,000円

確定年金を20年間
受け取れます。

加入例

加入年齢 25歳
加入コース AまたはBコース 月払
掛金月額 20口 20,000円
年金開始年齢 65歳



年金を請求するとき選べます。

5年 確定年金	10年 確定年金	20年 確定年金	15年保証 終身年金	一時金
月額 (Bコースのみ) 約193,800円 5年間は生死にかかわらず支払われます。	月額 約99,600円 10年間は生死にかかわらず支払われます。	月額 約52,600円 20年間は生死にかかわらず支払われます。	月額 (男性) 約52,400円 月額 (女性) 約46,600円 15年間は生死にかかわらず支払われ、16年目以降は生存される限り支払われます。	約1,142万円
			終身	

※年金受給中に死亡した場合には、遺族に支払います。
 ※Bコースで年金月額20,000円未満の場合は一時金受け取りとなります。

決算実績によって配当金が発生する年度もあります!

27年連続
配当中です。

2021年度	2022年度	2023年度
年1.27%	年1.17%	年1.17%
予定利率 年1.15% + 配当率 年0.12%	予定利率 年1.15% + 配当率 年0.02%	予定利率 年1.15% + 配当率 年0.02%

※上記金額は試算額です。試算条件等については「給付額試算表(裏面)」ページ(注)部分を参照ください。※毎年4月1日(契約応当日)に配当が発生した場合は、配当により一時金が積増されます。※年金受給開始後に配当が発生した場合は、配当により年金額が増加します。※毎年の配当金は、各委託保険会社のお支払時期の前年度決算および委託割合により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。(上記の図に配当金は含まれていません。)なお、決算実績によっては、お支払いできない年度もあります。

年金受給を選択した場合、その基本年金額は、予定利率を将来にわたって適用することを前提として計算されています。予定利率は、年金受給権取得時のものが適用されます。



計画的に老後資金を貯めたい、
小額でも年金で受け取りたい方に

途中で資金を受け取りたい、
余裕があるときに積増したい方に

Aコース 個人年金保険料控除

Bコース 一般の生命保険料控除

募 集	24秋募集:2024年11月15日締切 → 初回口座振替 2025年1月22日 25春募集:2025年 5月15日締切 → 2025年7月22日 毎月募集:(自治労連共済のみ・月払のみ):毎月15日締切 → 初回口座振替 翌々月 22日	
加入資格	満60歳未満の労働共済連加盟の共済会の会員。 (健康告知不要) 24秋募集:1965(昭和40)年2月3日以後生まれ 25春募集:1965(昭和40)年8月3日以後生まれ ※満70歳まで継続いただけます。※加入(会員)資格を失われた場合には、すみやかに脱退(解約)手続きをお取りください。	満68歳未満の労働共済連加盟の共済会の会員。 (健康告知不要) 24秋募集:1957(昭和32)年2月3日以後生まれ 25春募集:1957(昭和32)年8月3日以後生まれ
掛金・ 掛金の払込方法	月 払 :5口5,000円以上ご加入ください。毎月22日口座振替 半年払 (月払5,000円必須):月払に追加して1口10,000円以上。7月22日と1月22日の毎年2回口座振替 ※月払、半年払、一時払掛金の限度はいずれも500口です。 ※ゆうちょ銀行はお取り扱いできません。 ※掛金を現金で受領することはありません。 初回より金融機関口座から振替します。	一時払 (月払5,000円必須):1口100,000円以上。 (一時払は、その都度お申込みください。) 7月22日(5月15日締切募集分) } いずれも1回のみ 1月22日(11月15日締切募集分) } 口座振替
実際の積立額	※掛金から制度運営費(月払・半年払掛金の1.5%、一時払掛金(Bコースのみ)の0.5%)と付加保険料等を差し引いた残額が、実際の積立額です。	
保険料控除	掛金から制度運営費を控除した額が 個人年金保険料控除 の対象になります。(所得税法第76条、同法施行令第211条・第212条)	掛金から制度運営費を控除した額が 一般の生命保険料控除 の対象になります。(所得税法第76条)
振替不能の場合	●第1回目の掛金振替ができない場合 第2回目の掛金と一緒に振替えます。第2回目の掛金振替ができなかった場合は加入が取消されます。 ●第2回目以降の掛金が振替できない場合 翌月分と一緒に振替えます。再び連続して振替できなかった場合は、脱退扱いになります。	●第2回目以降の掛金が振替できない場合 翌月分と一緒に振替えます。再び連続して振替できなかった場合は、払込中止扱いになります。
掛金の変更 (1)増やす	○ ○ 月払は毎月募集時または年2回募集時に、半年払・一時払(Bコースのみ)は年2回募集時に、加入申込書で手続きします。 (Aコース満60歳未満、Bコース満68歳未満) ※毎月募集は自治労連共済のみ、お取り扱いいたします。	
(2)減らす (一部払込中止)	○ ○ 月払掛金は5,000円まで減額、半年払掛金は0円にできます(一部払込中止)。 積立金は、払出しせず積立てておきます。	
(3)掛金0円 (全部払込中止)	✕ ○ 掛金0円(全部払込中止)はできません。	○ 掛金の全部払込中止(月払掛金0円)ができます。 全部払込中止中の半年払、一時払はできません。 積立金は、払出しせずに積立てておきます。
一部解約(減口)	✕ ○ 一部解約(減口)はできません。(全部解約はできます。)	○ 一部解約(減口)し、積立金の一部を引き出せます。 ただし、月払5口分の積立金は一部解約(減口)できません。 (全部解約はできます。)
受給 (1)年金	年金の受給資格 ①満70歳に達したとき。または、②加入10年以上で満60歳以上に達し、年金受給を申出たとき。 年金の種類(年金請求時に選択できます。) ①10年確定年金 ②20年確定年金 ③15年保証終身年金 ※年金は年4回、各3ヵ月分を支払います。(3、6、9、12月)	年金の受給資格 ① 満70歳に達したとき。または、②加入2年以上で満55歳以上に達し、年金受給を申出たとき。 年金の種類(年金請求時に選択できます。) ①5年確定年金(Bコースのみ) ②10年確定年金 ③20年確定年金 ④15年保証終身年金 ※年金は年4回、各3ヵ月分を支払います。(3、6、9、12月) ※年金月額20,000円未満の場合には一時金になります。
(2)脱退(解約) 一時金	積立期間中に脱退(解約)したとき。	
(3)遺族一時金	積立期間中に死亡したとき。	
年金請求時一時払	✕ ○ この取扱いはありません。	○ 年金請求時に、年金原資を増額することができます。 5年・10年・20年の確定年金を選択した場合は年金請求時の積立金合計を限度とします。15年保証終身年金にはこの限度がありません。
受取人	受取人は加入者本人です。加入者死亡の場合の受取人は、労働基準法施行規則第42条から第45条に定める遺族補償の順位(該当する方がいない場合は、民法における相続人の規定)によります。	
受取時の税務	加入者が受け取る年金は雑所得(所得税法第35条、同法施行令第183条)、脱退一時金は一時所得(所得税法第34条、同法施行令第183条)、遺族が受け取る遺族一時金は相続財産(相続税法第3条・第12条)となります。 ※記載の税務取扱は、2024年6月現在の税制に基づくものです。今後、税務の取扱が変わる場合もあり、将来を保証するものではありません。	

Q いつでも解約(脱退)できますか?

A

Aコース・Bコースとも、いつでも解約(脱退)できます。
ただし、加入期間が月払・半年払は7年未満、一時払は3年未満は元本割れしますので、ご注意ください。



Q&A・
掛金シミュレーションは
こちらから





（おすすめ加入例）

個人年金保険料控除 を使いたい

Aコース 月払 10,000円

または 月払 5,000円 + 半年払 30,000円
(所得税における生命(個人年金)保険料控除額50,000円)

一般の生命保険料控除 を使いたい

Bコース 月払 10,000円

または 月払 5,000円 + 半年払 30,000円
(所得税における生命(一般)保険料控除額50,000円)

おすすめ

個人年金保険料控除 と 一般の生命保険料控除 の両方を使いたい

月払 20,000円

Aコース

Bコース

月払 10,000円ずつ (所得税における生命(個人年金・一般)保険料控除額合計100,000円)

月払 15,000円

Aコース

月払 9,000円

Bコース

月払 6,000円

(所得税における生命(個人年金・一般)保険料控除額合計92,730円)

月払 10,000円

Aコース

Bコース

月払 5,000円ずつ (所得税における生命(個人年金・一般)保険料控除額合計79,550円)

Bコース は元本割期間の短い **一時払(10万円単位)** を **+** するのがおすすめです。

例えば、一時払50万円は加入期間20年間で積立金約59万円となります。 ※一時払は、何回でも追加加入ができます。

\\ こんな方には… //

児童手当を
積み立てたい



0～18歳までの児童手当を
全額積み立てすると、
約230万円になります！

Bコース 月払 15,000円

(月払 10,000円 + 月払 5,000円)
(所得税における生命(一般)保険料控除額50,000円)

加入申込書2枚で申込すると、児童手当の減額に
対応でき、一部解約しやすくオススメです

退職金で
「じぶん年金」を作りたい



60歳で
退職金1,000万円を
積み立てると…

Bコース 月払 5,000円
一時払 1,000万円

▶65歳から月額約47,000円の
確定年金を20年間受け取れます

Bコースは、月払掛金を加入後0円にし、70歳まで
据え置くこともできます

50代から
「じぶん年金」を作りたい



65歳から月額約30,000円の
20年確定年金をもらうには…

加入年齢	加入期間	必要な掛金
50歳	15年	Aコース 月払 24,000円 + 半年払 7万円
55歳	10年	Aコース 月払 36,000円 + 半年払 11万円
58歳	7年	Bコース 月払 53,000円 + 半年払 16万円

Aコースは、年金受け取りの際に、加入期間が10年以上必要です。
掛金の増額はAコース59歳、Bコース67歳まで(掛金の減額はいつでもできます)。

※掛金を途中で変更した場合や年収・既にご加入の保険契約等により、上記の控除額と異なることがあります。
※春・秋募集での加入は年の途中での加入のため、上記所得税における生命(個人年金・一般)保険料控除額は翌年以降の金額です。

- A・B両コースに加入すると、Aコースは個人年金保険料控除、Bコースは一般の生命保険料控除(ともに旧税制:最高5万円ずつ)の対象となり、合計で**最高10万円の所得税控除対象**となります。また住民税も、Aコースは個人年金保険料控除、Bコースは一般の生命保険料控除(ともに旧税制:最高3万5千円ずつ)の対象となり、合計で**最高7万円の住民税控除対象**となります。

※当年金共済制度は団体契約としての契約日が、平成3年(1991年)4月の為、旧税制(平成23年以前)の適用を受けます。

(参考)新税制(平成24年以降)の場合、所得税控除額:最高4万円ずつ、合計で最高8万円、住民税控除額:最高2万8千円ずつ、合計で最高5万6千円が限度となります。

生命保険料控除5万円(旧税制)で軽減される税金額試算表(年間掛金(制度運営費を除く)10万円以上の場合)

※復興特別所得税(2.1%)は考慮していません

課税所得金額	所得税率	所得税の年間軽減額※	住民税の年間軽減額 (所得割(標準税率)10%)	合 計
～195万円	5%	2,500円	3,500円	6,000円
195万円超～330万円	10%	5,000円		8,500円
330万円超～695万円	20%	10,000円		13,500円
695万円超～900万円	23%	11,500円		15,000円

(上記の表は2024年6月に作成したもので、将来にわたって税金軽減額を保証するものではありません。また、年収・保険料・既に加している保険契約等により税軽減効果は異なります。)

- 個人年金保険料控除および一般生命保険料控除(ともに旧税制)の控除額計算

Aコース「個人年金保険料」とBコース「一般の生命保険料」は、ともに下表の同じ計算式によりますが、それぞれ『別枠』で計算し合計します。

所得税

年間正味払込保険料 (払込掛金－制度運営費)	控除される金額
25,000円以下	全額
25,001円から50,000円まで	年間正味払込保険料×1/2+12,500円
50,001円から100,000円まで	年間正味払込保険料×1/4+25,000円
100,001円以上	一律 50,000円

※所得税の合計適用限度額は10万円です。

住民税

年間正味払込保険料 (払込掛金－制度運営費)	控除される金額
15,000円以下	全額
15,001円から40,000円まで	年間正味払込保険料×1/2+7,500円
40,001円から70,000円まで	年間正味払込保険料×1/4+17,500円
70,001円以上	一律 35,000円

※住民税の合計適用限度額は7万円です。

加入申込書ご記入の際にご注意ください

1 加入申込書は、Aコース・Bコース別にご記入ください。

2 **金融機関の届出印**を4枚に押印してください。
ネット銀行の場合、認印(シャチハタ印不可)を押印してください。

3 ゆうちょ銀行はお取り扱いできません。

お取り扱いできない主な金融機関

- ゆうちょ銀行、あおぞら銀行、auじぶん銀行、オリックス銀行、SBJ銀行など
- 外国銀行全行、漁業協同組合全組合、信用組合の一部、農業協同組合の一部



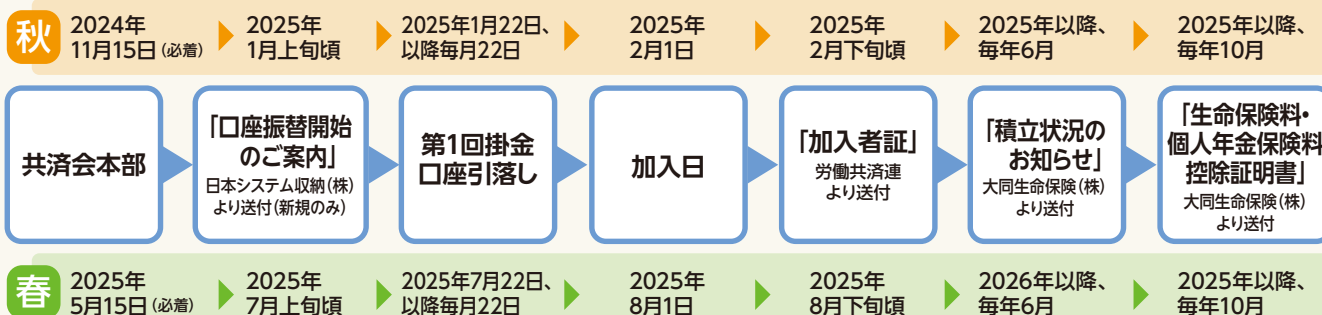
意向確認のお願い

申込み内容がご自身のご意向にあっているか必ずご確認ください。

- ☐ 加入申込書の希望加入コース欄に○をしている。
- ☐ Bコース加入の場合、年金月額2万円未満は一時金受取りとなります。
- ☐ 年齢は、P.3の加入資格を満たしている。
- ☐ 加入期間が短い場合、積立金が払込掛金の累計を下回ることがあります。
- ☐ 予定利率は、将来変更することがあります。
将来の受取予想額(給付額試算表)は将来の受取額をお約束するものではありません。



加入申込書提出後のご案内



加入日後、住所・電話番号が変更となった場合は、大同生命コールセンター(0120-789-501 平日10:00~18:00)へお電話ください。

年金共済制度【拠出型企業年金保険】契約概要

この「拠出型企業年金保険契約概要」をご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。当紙面に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項等は、概要や代表事例を示しています。各事項の詳細等には「加入勧奨資料(パンフレット)」の該当箇所を必ずご確認ください。

商品名称 拠出型企業年金保険

商品の特徴について ●団体・企業の所属員(役員・従業員)の退職金資金の準備、自助努力による老後保障資金の準備・財産形成を目的に、団体を契約者として運営する団体年金保険商品です。●掛金を払込み、積立金を原資として年金または一時金が受取れます。●掛金払込期間中に死亡された場合、遺族年金特約により遺族一時金として、払込中の掛金1口につき月払は1,000円、半年払は10,000円を脱退一時金に加算してお支払いします。

加入年齢、掛金、保険期間等について ●加入年齢、加入資格、(追加)加入日、掛金の額、払込方法、払込満了期日、年金受取期間等はパンフレットにてご確認ください。●退職、退会等により団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

年金や一時金が主に支払われる場合について 年金や一時金が主に支払われる場合は以下のとおりです。●**年金** 掛金払込満了期日を迎えたなど、年金受給資格を満たされた場合、積立金を原資として年金をお支払いします。※一時金を希望の場合、年金受給中でも、将来の年金のお支払いに代えて一時金をお支払いします。なお、Bコースは積立金(年金原資)から計算した年金額が月額20,000円未満となる場合、一時金でお支払いします。

●**脱退一時金** 年金受給資格の取得前に脱退された場合、脱退一時金をお支払いします。●**遺族一時金** 掛金払込期間中に死亡された場合、遺族年金特約により遺族一時金として、払込中の掛金1口につき月払は1,000円、半年払は10,000円を脱退一時金に加算してお支払いします。※払込みのない加入口は、遺族年金特約加算はありません。

積立金について ●積立金(脱退一時金)・遺族一時金はご加入時点で定まるものではありません。●払込掛金は、制度運営事務費や遺族年金特約の保険料等を差引いて積立てられ、所定の予定利率により運用されます。そのため、ご加入後一定の期間は、積立金(脱退一時金)・遺族一時金が払込掛金の累計を下回ります。また、予定利率については将来変更することがあります。●将来の受取予想額は、パンフレットの給付額試算表をご確認ください。(将来のお受取額をお約束するものではありません。)

年金月額について ●年金月額はご加入時点で定まるものではありません。●将来お受取りになる年金月額は年金支払開始時点の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいて算出されます。基礎率等(予定利率、予定死亡率等)については将来変更することがあります。

配当金について ●この保険は1年ごとに財政決算を行い、剰余金が生じた場合は配当金として、翌年度始に各ご加入者に割当てる仕組みです。決算実績によっては、割当のない年度もあります。●掛金払込期間中の配当金は、積立金に繰入れられます。●年金受給期間中の配当金は、年金の増額(増加年金)に充当されます。●年度途中で脱退された場合、その年度始から脱退時にかかる配当金の割当はありません。

委託保険会社について この保険契約は、大同生命保険株式会社を幹事会社とする生命保険契約です。委託保険会社は各ご加入者の積立金額のうち、それぞれの委託割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。なお、委託保険会社および委託割合は変更することがあります。

〈事務幹事会社〉:大同生命保険株式会社

※必ず「注意喚起情報」もご確認ください。

保険加入に際しては、ライフプランや公的保険制度等を踏まえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

公的年金制度に関するご案内(生命保険協会)

URL: https://www.seiho.or.jp/data/billboard/pension/pdf/data_01.pdf



年金共済制度【拠出型企業年金保険】 注意喚起情報

この「年金共済制度【拠出型企業年金保険】注意喚起情報」をご加入前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。また、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット、当注意喚起情報および契約概要の該当箇所を必ずご確認ください。

ご加入のお申込みの撤回（クーリング・オフ制度）はできません

拠出型企業年金保険については、団体を契約者とする企業保険契約であることから、ご加入のお申込みの撤回（クーリング・オフ）はできません。

ご加入の責任開始期について ご提出の加入申込書に基づき委託保険会社にご加入を承諾した場合、委託保険会社は下記の「加入日」からご契約上の責任を負います。

《加入日（新規加入・増口）》申込は春期（5月15日締切で8月1日加入）・秋期（11月15日締切で翌年2月1日加入）募集の年2回です。ただし、一時払はBコースのみです。毎月募集は自治労連共済のみ、取り扱いいます。（毎月15日締切で翌々々月1日加入）

	春期募集	秋期募集	毎月募集
加入申込書締切日	5月15日 産別共済会必着	11月15日 産別共済会必着	毎月15日 自治労連共済必着
掛金振替開始日	7月22日	1月22日	翌々々月22日
加入日	8月1日	2月1日	翌々々月1日

※生命保険会社の職員・代理店には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

加入資格について 拠出型企業年金保険は、申込日現在、健康で正常に就業されている団体の所属員（当制度は全国労働組合共済連合会加盟の共済会の会員）の方のみご加入いただけます。また、退会等により加入資格を失われた場合は、この保険からの脱退手続きが必要です。

掛金のお払込みについて ご加入者から掛金の払込みがなく2ヵ月経過した場合、加入不成立または脱退（Bコースは払込中止）となります。

年金や一時金のお支払い制限について 次の場合、年金・一時金のお支払いに制限があります。●遺族一時金（年金）の受取人が故意に加入者・年金受給者を死亡させた場合、他の相続人に遺族一時金（年金）、または未支払の年金原資をお支払いします。●契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合、この保険契約の全部または一部が取り消しとなることがあり、既に払込まれた掛金は払戻ししません。●受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺をおこなった時（未遂を含みます）など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。●この場合、所定の返戻金をお支払いします。●保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。●契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約への加入・増口（掛金の増額）の際に、故意または重大な過失により告知を求めた事項について、事実を告げなかったまたは事実でないことを告げた場合、遺族年金特約による加算がないことがあります。●契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、年金・一時金を不法に取得する目的または他人に年金・一時金を不法に取得させる目的があった場合、この保険契約の全部または一部は無効となり、既に払込まれた掛金は払戻ししません。●払込が中止されている加入口は、遺族年金特約による加算はありません。

脱退・払出し時の一時金額について 払込掛金は、そのまま積立てるのではな

く、一部は制度運営事務費や遺族年金特約の保険料等に充てられます。そのため、ご加入後一定の期間は、積立金（脱退一時金）・遺族一時金が払込掛金の累計を下回ります。

予定利率等の変更について 委託保険会社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動など将来の予見し得ない事情の変更により特に必要と判断した場合、予定利率等を変更することがあります。

生命保険会社の信用リスクと生命保険契約者保護機構について

●保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金（脱退一時金）・年金等の金額が削減されることがあります。●この制度の委託保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。委託保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合、積立金（脱退一時金）・年金等の金額が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

（お問い合わせ先）

生命保険契約者保護機構 TEL:03-3286-2820【月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時】

ホームページアドレス：https://www.seihohogo.jp/

生命保険協会における「生命保険相談所」について この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

（ホームページアドレス：https://www.seiho.or.jp/）

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

個人情報に関するお知らせ 全国労働組合共済連合会（以下「当会」という。）は、当制度の運営において取得する個人情報（被保険者の氏名、性別、生年月日等）を当制度の事務手続き、各種サービスの案内・提供のために利用し、委託保険会社および事務委託会社へ提供します。委託保険会社は、受領した個人情報を各種保険契約の引受け、継続・維持管理、一時金・年金等の支払、その他保険に関連・付随する業務のために必要な範囲で利用し、当会および他の委託保険会社に上記目的の範囲内で提供します。事務委託会社は、受領した個人情報を口座振替等による集金代行業務、振込等による送金代行業務、その他の事務代行業務のために必要な範囲で利用します。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、当会、委託保険会社および事務委託会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。委託保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の委託保険会社に提供されます。

年金や一時金のお支払いに関する手続き等の留意事項

●年金や一時金のご請求は、契約者（団体）経由で行っていただく必要があります。●年金・一時金のお支払事由が生じた場合や、支払可能性があると思われる場合、ご不明な点が生じた場合等は、すみやかに団体窓口にご連絡ください。

複数の年金・保険金などの支払事由に該当する可能性について 年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払事由に該当することがあります。ご不明な点がある場合等は、すみやかに契約者（団体）の照会先までご連絡ください。

ご照会について 【制度に関するご照会】所属の労働組合の窓口まで

【当紙面（「契約概要」、「注意喚起情報」）に関するご要望・苦情等】

大同生命保険株式会社 企業保険サービス課 TEL:0120-501-094

（受付時間）9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く。）

※左記の委託保険会社は各ご加入者の積立金額のうち、それぞれの委託割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。また、委託保険会社および委託割合は変更することがあります。（左記記載の委託保険会社および委託割合は2024年6月現在のものです。）なお、各委託保険会社の実績等により、給付金支払の委託割合が左記の委託割合と異なることがあります。

委託保険会社および委託割合

（事務幹事会社）**大同生命保険株式会社** (20.0%) **太陽生命保険株式会社** (30.0%)
法人営業部 03-3272-6663
〒103-6031 東京都中央区日本橋2-7-1 **住友生命保険相互会社** (20.0%)
日本生命保険相互会社 (30.0%)

事務委託会社 日本システム収納株式会社（NSS）

遺族が受け取る一時金の税務について

遺産に係る相続税の基礎控除は、以下のとおりです。

3,000万円+（600万円×法定相続人の数）

加入者が死亡したときに遺族に支払われる一時金は、相続税の対象（死亡保険金）ですが、死亡保険金は下記の額まで非課税扱いです。（他の死亡保険金がある場合、合算し計算されます。）

死亡保険金非課税額＝500万円×法定相続人の数

※受取人の順位は、P.3「受取人」をご覧ください。（受取人指定はできません。）※年金受給中に加入者が死亡し、遺族が継続して年金を受け取る場合、死亡保険金非課税控除は適用されません。※左記は、2024年4月1日現在の法令に基づき、原則として2024年12月31日までに亡くなられた人に係る相続税について記載したものです。詳しくは最寄りの税務署または専門家にお尋ねください。



給付額試算表

〈積立金額(脱退一時金)および開始時年金月額〉

① 月払掛金 10口/10,000円について

加入 期間 (年)	掛金累計	積立金額 (脱退一時金)	年金月額			65歳開始時月額	
			5年確定 (Bコース)	10年確定	20年確定	15年保証 終身年金(男性)	15年保証 終身年金(女性)
1	120,000円	約116,800円	約1,900円	約1,000円	約500円	約500円	約400円
3	360,000円	354,000円	6,000円	3,000円	1,600円	1,600円	1,400円
5	600,000円	595,900円	10,100円	5,200円	2,700円	2,700円	2,400円
6	720,000円	718,700円	12,100円	6,200円	3,300円	3,300円	2,900円
7	840,000円	842,700円	14,300円	7,300円	3,800円	3,800円	3,400円
10	1,200,000円	1,222,400円	20,700円	10,600円	5,600円	5,600円	5,000円
15	1,800,000円	1,880,800円	31,900円	16,400円	8,600円	8,600円	7,600円
20	2,400,000円	2,573,000円	43,600円	22,400円	11,800円	11,800円	10,500円
25	3,000,000円	3,300,600円	56,000円	28,800円	15,200円	15,100円	13,500円
30	3,600,000円	4,065,400円	68,900円	35,400円	18,700円	18,700円	16,600円
35	4,200,000円	4,869,400円	82,600円	42,400円	22,400円	22,300円	19,900円
40	4,800,000円	5,714,400円	96,900円	49,800円	26,300円	26,200円	23,300円

② 半年払掛金 10口/100,000円について

加入 期間 (年)	掛金累計	積立金額 (脱退一時金)	年金月額			65歳開始時月額	
			5年確定 (Bコース)	10年確定	20年確定	15年保証 終身年金(男性)	15年保証 終身年金(女性)
1	200,000円	約194,000円	約3,200円	約1,600円	約800円	約800円	約700円
3	600,000円	588,000円	9,900円	5,100円	2,700円	2,700円	2,400円
5	1,000,000円	990,000円	16,800円	8,600円	4,500円	4,500円	4,000円
6	1,200,000円	1,194,000円	20,200円	10,400円	5,500円	5,400円	4,800円
7	1,400,000円	1,400,000円	23,700円	12,200円	6,400円	6,400円	5,700円
10	2,000,000円	2,030,700円	34,400円	17,700円	9,300円	9,300円	8,300円
15	3,000,000円	3,124,600円	53,000円	27,200円	14,400円	14,300円	12,700円
20	4,000,000円	4,274,400円	72,500円	37,300円	19,700円	19,600円	17,400円
25	5,000,000円	5,483,100円	93,000円	47,800円	25,200円	25,200円	22,400円
30	6,000,000円	6,753,700円	114,600円	58,900円	31,100円	31,000円	27,600円
35	7,000,000円	8,089,200円	137,200円	70,500円	37,300円	37,200円	33,000円
40	8,000,000円	9,493,100円	161,000円	82,800円	43,700円	43,600円	38,800円

③ 一時払掛金 1口/100,000円について(Bコースのみ)

加入 期間 (年)	掛金累計	積立金額 (脱退一時金)	年金月額			65歳開始時月額	
			5年確定 (Bコース)	10年確定	20年確定	15年保証 終身年金(男性)	15年保証 終身年金(女性)
1	100,000円	約98,880円	約1,670円	約860円	約450円	約450円	約400円
2	100,000円	99,870円	1,690円	870円	460円	450円	400円
3	100,000円	100,870円	1,710円	880円	460円	460円	410円
5	100,000円	102,910円	1,740円	890円	470円	470円	420円
7	100,000円	104,980円	1,780円	910円	480円	480円	420円
10	100,000円	108,170円	1,830円	940円	490円	490円	440円
15	100,000円	113,700円	1,920円	990円	520円	520円	460円
20	100,000円	119,520円	2,020円	1,040円	550円	540円	480円
25	100,000円	125,640円	2,130円	1,090円	570円	570円	510円
30	100,000円	132,060円	2,240円	1,150円	600円	600円	540円
35	100,000円	138,820円	2,350円	1,210円	640円	630円	560円
40	100,000円	145,920円	2,470円	1,270円	670円	670円	590円

(注) ①試算額は変動(増減)します。

給付金額試算表の金額は次の条件で計算しておりますが、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払い額をお約束するものではありません。(1)労働共済連の団体契約として月払掛金は29,000円、半年払掛金は3,500円を常に維持していること。(2)加入者全員の掛金が所定の払込月の1日に入金されたものであること。(3)給付額試算表の金額は、各委託生命保険会社の基礎率(予定利率・予定死亡率等)[2024年6月現在]および委託割合[2024年6月現在]に基づき計算しております。基礎率(予定利率・予定死亡率等)、委託生命保険会社および委託割合については、将来変更されることがあります。

②積立金額は、掛金から制度運営費、付加保険料等を差し引いた残額に予定利率1.15%で計算されています。

③加入後一定の期間は、脱退一時金が、掛金累計を下回ります。

※試算表、網かけ白抜き部分 参照

④Bコースは、年金月額20,000円未満の場合は一時金でお支払いします。



掛金
シミュレーションは
こちらから



お申込み・
お問い合わせは、
ご加入の
共済会まで

自治労連共済..... TEL.03-5978-3590
福祉保育労共済会..... TEL.03-5687-2901
共済事業部会・実務支援部会(旧労働共済)..... TEL.03-5842-3750
国公共済会..... TEL.03-3580-2881
医労連共済..... TEL.0120-160-931

全国労働組合共済連合会(労働共済連) TEL.03-5844-1198